③　参加表明書の提出期限の日から見積書開封の日までの期間に、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

２）設計共同体　2⑴１）に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年８月25日付け九州地方整備局長）に示すところにより九州地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

なお、構成員の一部が指名停止措置を受けたことにより、残余の構成員が新たな設計共同体の結成を行う場合及び残余の構成員が単独により参加表明書を提出する場合は、参加表明書の提出期限（別表１②に示す日時）までは参加表明書の再提出は認めるものとするが、提出期限以降の参加表明書の再提出は認めない。

３）技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。

ａ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。ｂ）において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。ｂ）において同じ。）の関係にある場合

ｂ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ａ）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ａ）一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(i)　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ）会社法第２条12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ）会社法第２条15条に規定する社外取締役

ニ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(ii)　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(iii)　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(iv)　組合の理事

(v)　その他業務を執行する者であって、(i)から(iv)までに掲げる者に準ずる者

ｂ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ｃ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③　その他の選定・特定手続の適正さが阻害されると認められる場合　組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑵　参加表明書の提出者及び配置予定技術者に対する要件

１）管理技術者（※１）は一級建築士であり、参加表明書提出時点において建築士法第22条の２に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第１項１　一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。

２）管理技術者及び主たる分担業務分野（※３）（総合分野）の主任担当技術者（※２）は、参加表明書及び技術提案書の提出者の組織に所属していること。

３）管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者は、それぞれ１名であること。

４）管理技術者は、記載を求める各主任担当技術者を兼任していないこと。また、記載を求める主任担当技術者についても、記載を求める他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。

５）管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者の手持ち業務について、携わっている業務（本業務を含まず特定後、未契約の業務を含む。が、原則として５件以下であること。

６）管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者は、平成23年４月１日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務に携わった実績があること。

７）主たる分担業務分野（総合分野のうち、積算に関する業務を除く業務。）を再委託しないこと。

８）構造分野、電気分野、機械分野において、参加表明書及び技術提案書の提出者又は協力事務所（再委託先のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。）が、他の参加表明書及び技術提案書の提出者の協力事務所となっていないこと。ただし、建築士法第20条の２第２項に示す構造関係規定及び建築士法第20条の３第２項に示す設備関係規定に適合するかどうかの確認のみを求める場合はこの限りではない。

９）業務の一部を再委託する場合であって、再委託先である協力事務所が国土交通省九州地方整備局の建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格者である場合には、当該協力事務所が指名停止を受けている期間中でないこと。

10）設計共同体の場合は、以下の要件を満たしていること。

①　設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。

②　管理技術者は設計共同体の代表者に所属していること。

③　一の分担業務分野を複数の構成員が共同して実施しないこと。

④　一の構成員が新たに設定した分担業務分野のみを担当する場合は、当該分野の主任担当技術者が当該分野における業務実績を有していること。

注：※１　「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（平成10年10月１日建設省厚契発第37号）第15条の定義による。

※２　「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※３　分担業務分野の分類は下記による。なお、参加表明書及び技術提案書の提出者においてこれ以外の分野を追加することは差し支えないが、その場合、別添－２⑴（様式５）に従い当該分野の業務内容及び分野を追加する理由等を明確にしておくこと。

ただし、この場合において当該分野の技術者の評価は行わないが、当該分野の主任担当技術者は「記載を求める主任担当技術者」の要件を満たしてなければならない。（ただし、５）に示す手持ち業務は除く）